

「政策の目標」	政策目標5-2：多角的貿易体制の強化及び経済連携の推進並びに税関分野における手続等の国際的調和の推進 (評価書 334 頁)	
評価意見		
評価基準ごとの審査	評価の判断理由等	
<b>1 「政策の目標」の達成度</b> A 達成に向けて相当の進展があった。	<p>(基本的状況)</p> <p>世界経済の持続的な成長に資するため、WTO ドーハ・ラウンド交渉及び経済連携協定(EPA)交渉について積極的に推進していくとともに、AEO相互承認協議を始めとする税関手続等の国際的調和についても、その実現に努める必要がある。</p> <p>(20年度の運営概況)</p> <p>WTO ドーハ・ラウンド交渉については、関係省庁と協力しつつ交渉の早期妥結に向け取り組み、20年7月には閣僚会合が開催され、合意には至らなかったものの、引き続き農業分野等の交渉議長テキスト等を基に交渉を行った。EPA交渉についても積極的に取り組んだ結果、インドネシア、ブルネイ、ASEAN全体及びフィリピンとの間のEPA発効、ベトナム、スイスとの間のEPA署名などの進展があった。また、EPA発効後の円滑な協定運用に努めた。</p> <p>更に、税関手続等の国際的調和については、ニュージーランドとAEO相互承認取決めに合意するとともに、マカオとの間の税関当局間取決めの締結、オランダとの間の政府間協定の署名などの進展があった。</p> <p>(達成度に係る評価の理由等)</p> <p>WTO交渉及びEPA交渉並びにAEO相互承認協議等を通じた税関手続等の国際的調和について取り組んだ結果、上記のように大きな成果や進展があったことから、「A達成に向けて相当の進展があった。」と評価した。</p> <p>(今後の課題)</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結に向けて引き続き取り組んでいくとともに、EPA交渉については、政府の基本方針に基づき、今後ともその推進に取り組んでいく必要がある。また、AEO相互承認協議等を通じた税関手続等の国際的調和についても引き続き積極的に取り組む必要がある。</p>	
<b>2 事務運営のプロセスの適切性、有効性、効率性</b> 適切であった。 有効であった。 効率的であった。	<p>(事務運営プロセスに係る評価の理由等)</p> <p>(適切性)</p> <p>世界経済の持続的な成長に資するため WTO 交渉の早期妥結に取り組むとともに、貿易自由化や経済活性化を図る等の観点から EPA 交渉を積極的に推進した。また、安全かつ円滑な貿易に資するべく、AEO 相互承認協議等を積極的に推進した。</p> <p>(有効性)</p> <p>政府の基本方針を踏まえ、WTO交渉に積極的に取り組むとともに、EPA交渉を推進した。更に、AEO相互承認協議を推進するなど税関手続等の国際的調和に努めた。</p> <p>(効率性)</p> <p>WTO交渉、EPA交渉等への取組を効率的に進めるため、関係省庁との連携を図りつつ、政府一体となって取り組んだ。</p>	
<b>3 結果の分析的的確性</b> おおむね的確に行われている。	<p>(結果の分析的的確性に係る評価の理由等)</p> <p>WTO交渉やEPA交渉等の進捗状況や成果の正確な把握に努めた。</p>	
<b>4 当該政策や、政策評価システムの運用の改善への提言</b> 政策について有益な提言がなされている。	<p>(今後の提言等)</p> <p>(政策の改善)</p> <p>WTOドーハ・ラウンド交渉の早期妥結及びEPA交渉の推進並びにAEO相互承認協議等を通じた税関手続等の国際的調和について引き続き取り組んでいくこととしている。</p>	
<b>講評</b> (財務省の政策評価の在り方に関する懇談会)		